

粧工連通知2019009号
2019年8月26日

日本化粧品工業連合会傘下会員各位

日本化粧品工業連合会
会長 魚谷 雅彦

タール色素（赤色 205 号、赤色 206 号、赤色 207 号、赤色 208 号
及び赤色 404 号）の使用自粛について（自主基準）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、日本化粧品工業連合会では、2017年9月1日付で「タール色素（赤色 501 号、だいたい色 204 号及びだいたい色 403 号）の使用自粛について（自主基準）」と題する文書を発出致しましたが、このたび、赤色 205 号、赤色 206 号、赤色 207 号、赤色 208 号及び赤色 404 号についても、化粧品及び薬用化粧品等の医薬部外品への使用を自粛することを自主基準と致しました。

赤色 205 号、赤色 206 号、赤色 207 号及び赤色 208 号は、ヒト酵素を用いた代謝活性化試験の結果から、労働安全衛生法により製造や輸入が規制されているベーターナフチルアミンが体内で生成する可能性があることにより使用自粛するものです。

また、赤色 404 号については、安全性の懸念がもたれている 2,4-トルイレンジアミンが上記と同様の試験結果となったこと及び労働安全衛生法において赤色 404 号が変異原性を有する物質に掲げられていることにより使用自粛するものです。

これらの色素を配合した化粧品が、ただちに消費者に健康影響を与えることを意味するものではありませんが、予防的観点から使用自粛することに致しました。

傘下会員各位におかれましては、本自主基準の趣旨をご理解いただき、順守くださるようよろしくお願い申し上げます。

敬具